

インドネシアにおける日本への人材派遣の費用構造 ー技能実習・特定技能を中心にー

2024 年度 インドネシア現地調査

2025 年 4 月

報告者 Waode Hanifah Istiqomah

要旨

インドネシアから日本への人材派遣は、従来の技能実習制度を中心に展開されてきたが、2019年に特定技能制度が導入されたことで、新たな送り出し経路が加わった。本報告では、両制度に焦点を当て、インドネシアにおける送り出し費用構造を分析する。

技能実習制度では、費用規定の不在や非公開の慣行により、候補者が高額な費用を負担する傾向が強まっている。特定技能制度は、制度設計上、費用の抑制が可能とされるが、実際には情報の非対称性や仲介機関依存の構造が続いており、技能実習と同様に高額化・不透明化が進行している。さらに、日本側との不均衡な関係や求人提供の不履行なども、費用増加の一因となっている。今後、費用の透明化と公平性を確保するためには、制度運用の見直し、日本側の監督体制強化、情報提供の整備、日本語教育への戦略的支援が不可欠である。

当調査は、2023年から2024年にかけてインドネシア現地にて、送り出し機関、日本語教育機関を中心に約60機関へのインタビューを通じて得られた知見に基づく。

目次

第1章 はじめに

第2章 日本語学校における費用構造

第3章 技能実習生の送り出しにおける費用構造

- 3.1 政府（労働省）による送り出し
- 3.2 民間送り出し機関による送り出し
- 3.3 民間送り出し機関の収益モデル
- 3.4 まとめ

第4章 特定技能労働者の送り出しにおける費用構造

- 4.1 MANDIRI スキームの実態と費用構造
- 4.2 P3MI スキームと法的枠組み
- 4.3 まとめ

第5章 移住労働者向けの費用負担軽減の支援策

- 5.1 インドネシア政府による補助金制度
- 5.2 日本受け入れ側による支援事例

第6章 送り出し費用に関するまとめと提言

- 6.1 インドネシアにおける技能実習と特定技能の送り出しに共通する構造的課題
- 6.2 政策的対応の方向性
- 6.3 費用情報の透明化と候補者支援に対するサポート

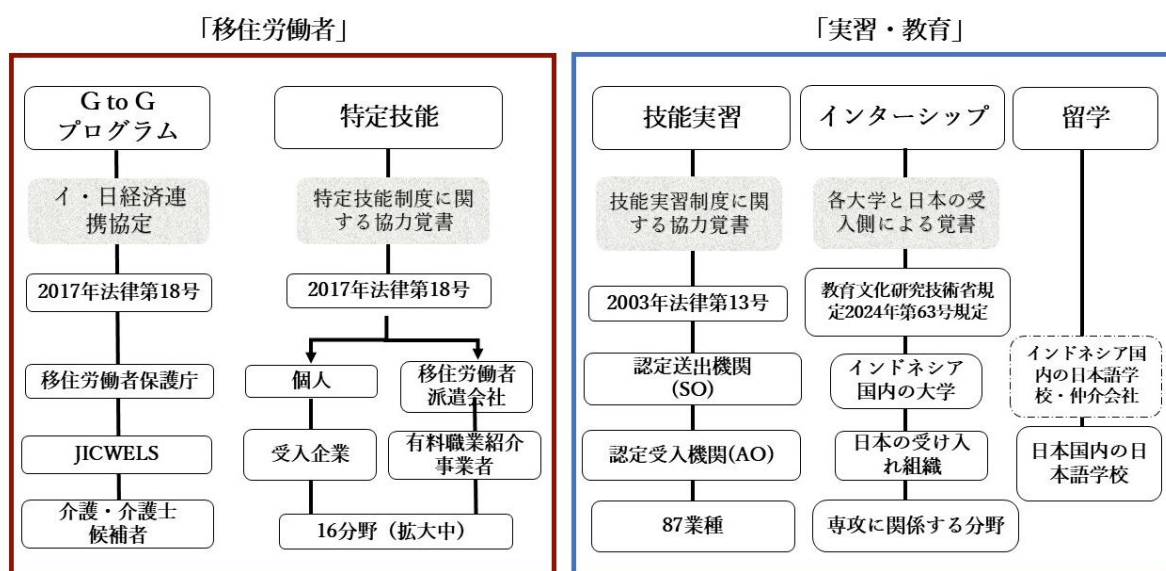
*用語説明

BLK	Balai Latihan Kerja	職業訓練センター
COE	Certificate of Eligibility	在留資格認定証明書
E-KTKLN	Elektronik Kartu Tenaga Kerja Luar Negeri	移住労働者証
JFT-Basic	Japan Foundation Test for Basic Japanese	日本語基礎テスト
LKP	Lembaga Kursus dan Pelatihan	教育文化研究技術省の 管轄下にある講座・訓練機関
LPK	Lembaga Pelatihan Kerja	労働局の 管轄下にある職業訓練機関
P3MI	Perusahaan Penempatan Pekerja Migran Indonesia	インドネシア政府公認の 移住労働者職業紹介事業者

第1章 はじめに

近年、インドネシアから日本への移住経路は多様化しており、大きく「移住労働者」と「実習・教育」¹の二つの経路に分類できる（図1）。移住労働者の区分には、経済連携協定（EPA）に基づく看護・介護福祉士候補者の派遣や、特定技能制度による労働者の派遣が含まれる。一方、「実習・教育」の区分には技能実習生、留学生、大学によるインターシップ生での送り出しが行われている。しかし、現在もなお、技能実習および特定技能が主要な送り出しの枠組みであり、本報告では、特にこの両制度に焦点を当て、その費用構造について整理する。

図1 日本をめざすインドネシア人の移住経路



関係者への調査結果によるまとめ（Waode 作成）

栗山（2022）²は、日系事業者が市場の過半数を占めることから、求人の安定確保や非合法の個人チェーン介入について、影響は限定的であり、仲介手数料の高騰も見られないと結論づけている。しかしながら、その調査は主に送り出し機関や行政関係者へのヒアリングにとどまり、来日希望者の実際の費用負担や情報の非対称性を十分に捉えきれていない。また、高等専門学校など教育機関が送り出し経路に組み込まれている実態についても十分に言及されていない。これらは、インドネシアにおける技能実習および特定技能の送り出し費用構造を理解する上で見過ごせない重要な視点である。本研究では、こうした先行研究の限界を踏まえ、現場の多様な送り出しルートや候補者の負担に着目し、費用構造の実態解明を試みる。

本報告では、インドネシアにおける技能実習生送り出し費用は、ここ数年で高騰傾向にあることを明らかにした。その背景には、制度上、費用規定が明確に定められていないことがある。新規参入業者の増加とあいまって、費用設定が各送り出し機関に委ねられる上に、その内訳を公開する必要もないことから、既存・新規を問わず自由な費用設定が可能となっている。実際にはコスト競争というよりも、費用の吊り上げや非透明な慣行が温存されているのが現状である。

一方、2019年に導入された特定技能制度は、インドネシア人にとって日本での新たな就労機会として注目され、制度設計によっては費用の抑制は可能とされる。特に、仲介機関を通さず個人での渡航

¹ 本報告書で用いる区分は、インドネシア国内における各経路の制度的位置づけおよび管轄行政に基づいて筆者が整理した者であり、インドネシア政府による公式な区分ではない。

² 栗山智帆，2022，「インドネシアー動き出す「後発の巨人」」 国立社会保障・人口問題研究所編，『国際労働移動ネットワークの中の日本—誰が日本を目指すのか』日本評論社，219-238。

を想定した「MANDIRI スキーム」はその一例であるが、日本とインドネシアの間の情報の非対称性や、運用体制の未整備といった課題により、候補者の多くが引き続き仲介機関の支援を必要としており、実際の費用構造は技能実習と大きく変わっていない。

なお、本報告で提示する送り出し費用は、日本円換算で数十万円単位にのぼるが、その経済的負担の大きさを整理するには、インドネシア国内の経済状況についても補足する必要がある。インドネシア統計局（BPS）によれば、業種および地域によって差はあるものの、2025 年 2 月時点における同国の平均月収は約 300 万ルピア（約 3 万円）にとどまる。また、最低賃金（月額）が最も高いジャカルタ特別州においても、2024 年の最低賃金は 500 万ルピア（約 5 万円）である。本報告に提示した費用は、地域によっては最低賃金の 10 倍以上に達し、多くの人々にとって年収の数カ月以上に相当する多大な出費となっている。そのため、銀行や組合などの第三者機関からの借入や家族からの支援に頼るケースも少なくない。

本報告では、このような費用の相対的な負担の重さにも留意しながら、インドネシアの技能実習および特定技能労働者の送り出しの費用構造を比較・検討し、両制度の課題を整理していく。調査対象は、インドネシアのジャワ島およびバリ島に拠点を置く計 65 機関である。具体的には、候補者の初期教育を担う日本語学校、技能実習生の送り出しを担う認定送り出し機関、および特定技能労働者の派遣を担うインドネシア政府公認の移住労働者職業紹介事業者（*Perusahaan Penempatan Pekerja Migran Indonesia*・以下 P3MI）が含まれる。

日本語学校と技能実習生の認定送り出し機関の多くは、労働省管轄下にある職業訓練機関（*Lembaga Pelatihan Kerja*・以下 LPK）としての資格を有している。ただし、日本語教育などの職業訓練を行う資格を持っていても、技能実習生を日本に送り出すための「送り出し業務」の許可を有していない場合もあり、ここに両者の相違点がある。そのため、LPK という同一の組織形態であっても、「認定送り出し機関」としての有無により、日本への送り出しプロセスにおける役割や機能には大きな違いが生じる。

本報告書では、記述を明確にするために、インドネシア政府（労働省）による海外実習（技能実習）に関する正式な送り出し認可を取得した機関を「認定送り出し機関」として表記し、それ以外の LPK は「日本語学校」として区別して記述している。また、認定送り出し機関はあくまでも海外実習の送り出し機関としての認定機関であるため、P3MI と異なっているのは要注意である。

*本報告では簡便化のために 1 円 = 100 ルピアのレートを適用し、記述する。

第2章 日本語学校における費用構造

インドネシアにおける日本語学校の組織体系は、主に LPK および教育文化研究技術省の管轄下にある講座・訓練機関（*Lembaga Kursus dan Pelatihan*、以下 LKP）の2種類に分かれる。LPK は主に海外労働希望者向けに日本語コースを提供しており、LKP は学生や一般人を対象に幅広い層へサービスを提供しているとされている。しかし、実際にはその役割分担は明確ではなく、LKP でも海外労働希望者向けのコースを実施している例が確認されている。これらの日本語学校では、技能実習生、特定技能生、インターンシップ、留学希望者向けに初歩的な日本語教育を行っており、受講期間は概ね3カ月程度である。さらに、行政手続きの書類準備や留学先や実習先の紹介を行うこともあり、来日希望者にとって重要な窓口になっている。

本調査によれば、ジャワ島およびバリ島に所在する日本語学校の費用は、概ね5～8万円程度である。その内訳には授業料や教科書代に加えて、寮費や食事代が含まれる場合もある。ある日本語学校では授業料を3万円という良心的な金額で学費が設定されているものの、別途で認定送り出し機関への「紹介費」が徴収されており、結果的に他校と同等の費用となっている。また、特定技能制度の影響により、特定技能向けの日本語コースを開設される機関もあり、N4の目標が明確になっているため、費用もそれに合わせて高額となっている。また、特定技能試験対策に合わせたプログラムを用意する日本語学校も存在している（詳細は後述）。

表1 日本語学校におけるプログラム別の日本語教育費

プログラム	教育費
技能実習向けの日本語教育	5～8万円
特定技能向けの日本語教育	6～10万円程度
特定技能向けの日本語教育 + SSW 試験対策	12万円程度

技能実習生の送り出しに関わる関係者への調査結果によるまとめ（Waode 作成）

インドネシアにおいては、LPK および LKP における費用設定に関する明確な規定が存在せず、各機関の自由度が高い現状にある。例えば、学費として15万円の徴収額で設定される日本語学校も確認された。また、一部の日本語学校では、政府による技能実習生送り出しの準備プログラムとして、「地方研修」の名目で学費とは別の費用を徴収するところもある。地方研修中の寮費や食事代として設けているものの、30万円ほどの費用総額やその項目の透明性が損なわれており、結果的に来日希望者の経済的負担を増加させている。

上述の通り、日本語学校自体が移住労働者または海外実習派遣の認可を有してないため、多くの学生は認定送り出し機関や労働省の募集に応じて派遣される形をとっている。そのため、費用の支払いは主に申し込み時や企業内定後、あるいは政府による合格通知後に発生することが多い。しかし、予定された学習期間よりも早く次のステップが決まる学生がいる一方で、そうではない学生も存在する。この点に関して、日本語学校ごとに対応が異なる。

例えば、ある学校では「みんなの日本語」の第25課までの修了をコースの目標に定め、その達成後に2回目の支払いを求める規定を設けている。また、別の学校では、日本語クラスを継続するために、追加の教育費を徴収するものの、割引を提供している。ただし、多くの学校では企業面接の合格まで継続的に学習を続けることが可能であり、支払い方法に柔軟性が見られる。

特にジャワ島では日本語学校の数が増加していることから、技能実習生や特定技能生の派遣が盛んな地域では競争相手の価格設定に合わせる必要が生じており、5～8万円程度に収まる傾向があると考えられる。しかし、来日希望者へのインタビューでは、上記の金額より2～3倍以上の費用を支払っていた者もいることから、ジャワ島でも平均額を上回る形で学費を徴収する日本語学校も存在することが明らかとなった。

さらに、学費を支払ったにもかかわらず、十分な日本語教育を受けられず、企業紹介も行われなかった結果として、別の日本語学校に移った事例も確認されており、準備費用が倍増するケースも発生している。このように、「隠れコスト (Hidden cost)」³ともいえる問題は、候補者の準備段階から生じており、送り出し機関への調査だけでは把握できない実態である。

そして、ジャワ島以外の出身者に対するインタビューでは、彼らがジャワ島の相場の 2~3 倍以上の費用を日本語学校に支払っていたことが明らかになった。このように、地域差による候補者の経済的負担が存在するにもかかわらず、今回のジャワ島およびバリ島の送り出し機関への調査ではそのデータを十分に得られなかった。今後は、来日希望者および来日者への調査を進めながら、地域差による候補者の経済的負担の実態を明らかにする必要がある。

³ 本報告書では、「隠れコスト (Hidden cost)」とは、候補者が技能実習や特定技能の準備過程において、制度上あるいは送り出し機関の説明上では想定されていなかった、追加的な金銭的・時間的負担をさす。これは制度の不備と個人の選択の両面から生じうる複合的な現象として捉える。

第3章 技能実習生の送り出しにおける費用構造

インドネシアにおける技能実習生の送り出しには、政府系機関と民間送り出し機関による二つの主要なスキームが存在する。第3章では、それぞれのスキームにおける費用構造を説明する。特に民間送り出し機関に関しては、ジャワ島およびバリ島の認定送り出し機関および日本語学校への調査を基に、その実態を整理する。

第2章で述べた日本語学校と同様に、インドネシアにおける送り出し費用に関する法的規制は不十分であり、各民間送り出し機関の裁量に委ねられている。また、統一された基準がないため、費用の透明性は十分に確保されておらず、候補者が負担する総額や内訳を把握することは困難である。この点を踏まえ、以下に費用構造の概要を示す。

3.1 政府（労働省）による送り出し

インドネシアにおける技能実習生の送り出しには、政府が大きな役割を果たしている。労働省に代表される中央政府に加え、西ジャワ州の海洋・漁業局など地方政府が日本側の特定の受け入れ機関と協力している事例もある。

まずは、労働省による送り出しの費用について説明する。労働省は、監理団体である「アイムジャパン」と協力し、送り出しプロセスを二段階で構成している。第一段階は地方の労働局による「地方研修（*Pelatihan Daerah*）」、第二段階はジャカルタ周辺のブカシ市に所在する「職業訓練センター（*CEVEST*）」で行われる出国直前の「全国研修（*Pelatihan Nasional*）」である。

「地方研修（*Pelatihan Daerah*）」は、研修費用は無料であるものの、参加者は2カ月間の食事代や宿泊代を自費で賄う必要がある。また、研修は、主に各州の首都で行われるため、会場までの交通費も個人負担となっている。さらに、「全国研修（*Pelatihan Nasional*）」の会場までの交通費が自己負担となり、地方在住者にとっては特に大きな負担となる。一方、「全国研修（*Pelatihan Nasional*）」では授業料を含めて全て無料となり、食事や宿泊も用意されているため、参加者の負担は大幅に軽減される。

労働省による技能実習生の送り出しにおいても、「地方研修（*Pelatihan Daerah*）」と「全国研修（*Pelatihan Nasional*）」の間に日本語試験が設けられており、多くの希望者が準備段階として一定期間、日本語学校へ通うことが一般的となりつつあり、その分の費用が追加で発生する。例えば、ある日本語学校が提供する準備プログラムでは、地方での準備研修の宿泊費等も含め、約30万円の費用が必要とされている。

こうした準備段階における希望者の経済的負担を軽減するため、労働省とアイムジャパンは、従来帰国後に支給していた「起業奨励金」の一部を出国前に助成金として前倒して支給する仕組みに変更した。この支援制度により、候補者は研修にかかる初期費用の一部（約10万円程度）を補填できるようになったが、依然として自己資金の準備が求められている。

このように、政府主導の送り出し制度においても、参加者の経済的負担は決して軽いものではなく、その金額は民間送り出し機関が徴収する派遣手数料と大きく変わらないケースも存在する。

3.2 民間認定送り出し機関による送り出し

ジャワ島およびバリ島の民間送り出し機関には、いくつかの研修生の募集・採用方法が存在する。①ゼロから日本語を学ぶ候補者の直接募集・採用、②各地の日本語学校と連携し、日本企業とのマッチングが終了している者のみの採用、③両方の募集・採用方法の実施の3方法である。募集・採用方法による技能実習希望者の負担額は、必ずしも大きな差は生じない。本調査では、候補者の平均負担額は30～50万円であった（図2）。

①の募集・採用方法を行う送り出し機関では、派遣手数料に加えて日本語教育費も徴収している。例えば事前研修中の食事や寮費が含まれる場合もある等、送り出し機関ごとに提供するサービス内容には細かな違いがあるが、概ねサービス内容は同じである。そのため、費用の差は、サービス内容の違いではなく、各機関がサービス費用をどの程度徴収するか判断による部分が大きいといえる。本調査では、送り出し機関の規模の差による徴収額の差は確認できなかったが、新規参入の送り出し機関は、運営コストや確保できる候補者の数が少ないことから、高額な費用設定につながる可能性があることが示唆された。

②の募集・採用方法では、候補者が実習先を確定した状態で採用されるため、民間送り出し機関は候補者を長期間待たせるリスクを軽減できる。候補者は一定の費用を負担しているものの、概ね日本行きが確約されている。この方法を採用することで、技能実習先が決まらない候補者への継続的な責任や負担を避けつつ、教育・管理コストを最小限に抑えることが可能となる。また、送り出しプロセスの面においても、全候補者の実習先が確定していることで、出国までの待機期間の短縮や事務手続きの効率化を図ることができる。その結果、この募集・採用法を実施している一部の民間送り出し機関の徴収費用は安く抑えられている。

図2 民間送り出し機関による技能実習希望者の負担額

1人当たりの負担額は30～50万円

日本語学校 5～8万円	認定送り出し機関 25～40万円
----------------	---------------------

技能実習生の送り出しに関わる関係者への調査結果によるまとめ（Waode 作成）

日本語教育水準は各学校によって異なり、候補者の能力にばらつきが生じるリスクがある。そのため、自力で候補者を育成しつつ、日本企業の求人に応じて連携している日本語学校からの候補者も受け入れるなど、③両方の募集・採用方法を取り入れる機関も存在する。その場合、候補者の学習レベルに応じて徴収される費用が調整されるのが一般的である。③両方の募集・採用法を取り入れるA送り出し機関の事例を紹介する。

【事例】A認定送り出し機関

西ジャワ州に所在するA認定送り出し機関は、ジャワ島各地に複数の日本語学校を運営し、建設業をはじめとするさまざまな分野で年間400人程度の技能実習生を日本に送り出している。候補者は、各日本語学校で約2カ月間ゼロから日本語を学び、その後、日本企業による面接を受ける。内定が決まった候補者は、本社のセンターに移り、4カ月間の事前研修に参加する。

A認定送り出し機関における候補者の総額負担費用は約40万円であり、その内訳には、健康診断、6カ月間の事前研修、書類作成費用などが含まれている（図3参照）。本調査では、候補者の負担額は、30～50万円程度であり、A認定送り出し機関における候補者の負担額は、その中間に位置する。

A認定送り出し機関における支払い方法は、分割方式が採用されており、候補者の準備段階に応じて段階的に支払いが発生する。具体的には、申し込み時に1,000円、健康診断時に9,000円を支払い、各日本語学校での日本語教育を受ける際には7万円の支払いの必要がある。その後、本社での事前研修、面接確定後、「在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility、COE）」発行後にも別途費用が発生する。分割払いにより、候補者に費用を準備する期間を与え、候補者の経済的および心理的負担を軽減する狙いがある。

図3 A 認定送り出し機関における技能実習希望者の負担額の内訳

申込
1,000円

事前教育費と寮費 210,000円	書類作成・1 50,000円	書類作成・2 130,000円
----------------------	-------------------	--------------------

健康診断
9,000円

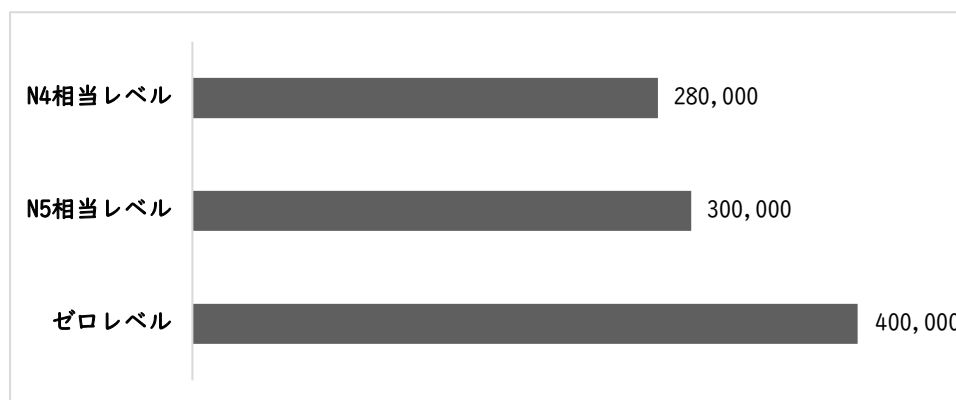
表2 A 認定送り出し機関における技能実習希望者の負担額の内訳

支払	徴収額（円）	支払発生時期
1回目	1,000	申込時に支払
2回目	9,000	健康診断
3回目	210,000	教育費 70,000 日本語学校で支払 140,000 本店で支払
4回目	50,000	面接合格の確定後
5回目	60,000	在留資格認定証明書・COE 発行後
6回目	70,000	出国までに

A 送り出し機関への調査結果によるまとめ（Waode 作成）

A 認定送り出し機関では、日本からの求人数に応じて、日本語未修得者の候補者に加え、他の日本語学校の学生の中から候補者も採用している。A 認定送り出し機関の担当者へのインタビューによると、他日本語学校からの候補者が当機関の日本語能力テストに合格している場合、負担すべき費用額が削減される。具体的には、N5 相当の能力を有する者は 9～10 万円、N4 相当の者は最大 12 万円まで費用が削減され、日本語能力別の負担すべき費用は図 4 の通りである。

図4 A 認定送り出し機関における日本語能力別の候補者の負担額（単位：円）

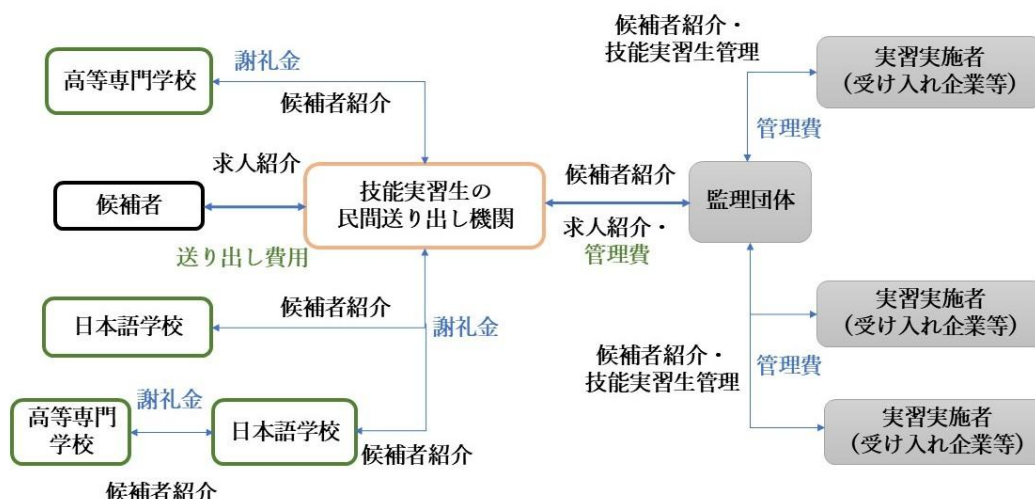


A 認定送り出し機関への調査結果によるまとめ（Waode 作成）

3.3 民間送り出し機関の収益モデル

技能実習生の送り出しを担う民間送り出し機関は、候補者の募集や採用活動の一環として、日本語学校や高等専門学校へのアプローチを行うのが一般的である。民間送り出し機関への聞き取り調査から、制度的には明文化されていないものの、このプロセスにおいて、候補者の紹介の代わり、「謝礼金」と呼ばれる金銭の授受が慣行として定着している現状にあることが明らかとなった（図 5）。この慣行は、民間送り出し機関のみならず、日本語学校も実施される。

図5 インドネシアにおける技能実習生の民間送り出し機関の収益モデル



民間送り出し機関への調査結果によるまとめ（Woode 作成）

例えば、ある民間送り出し機関では、連携する高等専門学校に対し、技能実習プログラムに申し込んだ学生1人あたり5千～1万円程度の「謝礼金」を支払っている。高等専門学校は、「謝礼金」を受け取ることで、民間送り出し機関の候補者確保および収益構造に間接的に組み込まれているといえる。

また、候補者供給源として一定の役割を果たす日本語学校に対しても、同様な謝礼が支払われるのが一般的である。特定の日本語学校からの候補者が企業内定を得た場合、1人あたり1～5万円程度の「謝礼金」が支払われる。これらの「謝礼金」については、制度上明確な規定が存在せず、金額や支払い時期は日本語学校と民間送り出し機関との間の合意によって異なる。候補者の出国日が決定した段階で支払いが行われるケースもあれば、企業内定および事前研修への参加が確定した段階で支払われる場合もある。後者の場合には、候補者が事前研修中に問題を起こさないよう、日本語学校側には出国までの「監視役」としての責任を感じる関係者もいる。

こうした「謝礼金」慣行が重なることで、候補者が最終的に負担する費用の内訳や正当性が不明瞭となる課題が生じる。しかし、「インセンティブ」としての「謝礼金」は、関係機関間の非公式的な関係性や信頼構築において重要な側面を果たし、上述のような候補者管理や出国後の伴走を促す側面ももたらしめている一面がある。一方、「謝礼金」の存在が紹介先の決定に影響することで、高等専門学校のような正式な教育機関の中立性を担保するのが困難な一面も存在する。

インドネシアにおける技能実習生の民間送り出し機関の収益は、候補者から徴収する各種費用に加え、日本側の監理団体から毎月費1人あたり5千～1万円程度支払われる「監理費」に支えられている。この「二重収益モデル」により、送り出し機関は来日後も継続的に技能実習生のサポートや監理業務を担い、実習生の送り出し数の最大化が収益と直結する仕組みが強化されている。この構造的な収益モデルの存在が、来日後の収益が見込めない特定技能制度への送り出しに対する民間送り出し機関の関心を相対的に低くしている要因の一つである。

3.4 まとめ

インドネシアにおける技能実習生の送り出し費用は年々高騰している。その背景に、候補者の採用プロセスにおける「謝礼金」の慣行や、インドネシア政府による規定欠如、および新規送り出し機関の増加などがあげられる。一部の候補者は高額費用の支払いのため、送り出し機関が紹介する貸付機関

から借金をし、就労開始後の6～12カ月以内に分割で返済する。かつては、一部の日本語学校や民間送り出し機関が経済的に困難な候補者に対し、自社資金を用いた貸付制度を提供していたが、返済滞納の問題から、現在では信頼できる金融機関を紹介する方針へと転換している。

インドネシアにおける技能実習生の送り出しに関する費用の上限額は、労働省の職業訓練生産性向上総局の通達文書によって定められている。しかし、この通達は、行政通知にとどまり、法的拘束力を持たないため、違反した場合でも罰則は科されないのが現状である。さらに、来日希望者からの相談窓口も存在していない。本調査では、実態として60万円という平均を上回る金額で候補者に徴収する民間送り出し機関も確認された。その内訳には、未習得者向けの日本語教育、派遣手数料、寮費などが含まれるが、これらの費用の提供されるサービスに見合ったものかどうかを判断する基準が存在せず、費用の正当性を評価することが困難である。また、認定送り出し機関に対する取り締まりが行われているものの、日本語学校に対しては同様な取り締まりが存在しないため、費用の高騰を抑制する仕組みは十分ではない。

政府系機関の送り出しは、制度上、費用負担が軽減される仕組みであるが、その負担が完全に解消されているわけではない。「地方研修 (Pelatihan Daerah)」や「全国研修 (Pelatihan Nasional)」の一部費用は政府が負担しているものの、食事代や宿泊費、交通費などは依然として参加者負担であり、日本語試験準備のための学校費用も追加で発生する。上述の通り、労働省送り出し向けの準備プログラムとして30万円ほど徴収する日本語学校も存在し、結果として民間送り出し機関との差は限定的である。そして、労働省または西ジャワ州の海洋・漁業局による助成金制度も、参加者が必要とする全額を賄うには至っておらず、経済的負の軽減には限界がある。(第3章3.1 政府(労働省)による送り出し参照)

さらに、近年では新規参入の民間送り出し機関が増加しており、これが費用高騰の一因となると考えられる。新規参入機関の中には、運営コストを回収するために高額な費用を設定するケースも見られた。また、一部の民間送り出し機関の関係者によれば、ベトナムの送り出し機関からの連絡で、求人の提供と引き換えに管理費ゼロといったオファーが多数寄せられているという。こうしたスキームが広がることで、送り出し機関の見込み収入が減り、その分の収入を候補者に転嫁させ、費用負担が増加する可能性が指摘されている。

民間送り出し機関の増加は、候補者にとって選択肢を広げる一方で、適切な送り出し機関を見極める重要性を高めている。来日希望者の中には、日本語学校や民間送り出し機関を複数回変えた者もあり、その背景には、求人紹介の不足や、支払った費用に見合わないサービスの提供があった。こうした不確実性による「隠れコスト (Hidden cost)」を回避するため、一部の来日希望者は、たとえ高額な費用が必要であっても、求人が多く「確実に来日できる」と評判のある民間送り出し機関を選択する傾向が見られる。すなわち、来日希望者の選択行動は、情報の非対称的のもとで行われており、実質的に「自由な選択」が制限されている状況も少なくないのが現状である。

第4章 特定技能労働者の送り出しにおける費用構造

インドネシアから来日する特定技能労働者は、「新規来日者（ニューカマー）」と「再来日する技能実習経験者」の2つに分類される。前者は、日本での技能実習を経ず、インドネシア国内で特定技能試験に合格して来日した者を指し、後者は、技能実習を修了後に一度帰国、再び特定技能の在留資格で来日する者を指す。なお、本報告書では、日本国内で技能実習から特定技能に移行した事例およびその費用構造については省略とする。

日本とインドネシア政府の覚書に基づき、インドネシアにおける特定技能労働者の送り出しには、インドネシア政府公認の移住労働者職業紹介事業者（P3MI）スキーム（以下、P3MI スキーム）と個人（MANDIRI）スキーム（以下、MANDIRI スキーム）の2つの経路が整備されている。MANDIRI スキームは、公式には仲介会社を介さず、特定技能労働者と受け入れ企業が直接マッチングすることを想定しているものの、実際には、日本語学校や技能実習生の民間送り出し機関、日本の登録支援機関など多数の仲介者が求職者と受け入れ企業および有料紹介会社の橋渡しを行い、求人紹介や渡航手続きのサポートを行っており、制度設計と現実の乖離が指摘できる。ただし、技能実習の認定送り出し機関および日本語学校は、インドネシア政府から移住労働者の送り出しの許可を得ていないため、公式には企業への紹介・派遣を行うことはできず、表向きは「サポート」ととどまる形となっている。現状では、インドネシアからの特定技能労働者の多くがMANDIRI スキームを利用しており、主要な送り出し経路となっている。

費用については、技能実習生の送り出しと同様に、インドネシアにおける特定技能労働者のMANDIRI スキームの費用に関する規定は存在せず、仲介者によって来日希望者が負担する金額に大きな差が生じている。一方、P3MI の利用することは義務ではないが、派遣手続きの代行に加え、入国後の管理や労働者の保護を担う役割が期待されている。しかし、P3MI を利用する労働者の実数や割合に関する公式なデータは不足しており、実態の把握が容易ではない。そのため、本節では、主に個MANDIRI スキームの費用を整理しつつ、P3MI スキームにおける費用についても簡潔に触れることとする。

4.1 MANDIRI スキームの実態と費用構造

MANDIRI スキームは、日本での就労経験を有する「帰国技能実習生」の再来日を主に想定していた。しかし、インドネシアおよび日本の行政手続きの複雑さ、受け入れ企業との契約手続きや調整の負担などを理由に、元の認定送り出し機関を通じて再来日する帰国技能実習生も少なくない。その場合、候補者は「書類作成費」として、送り出し機関に対し 10～15 万円程度を支払う必要があり、その金額は認定送り出し機関ごとに異なっている。

技能実習生の送り出し機関への調査において、このようなサポート提供のみ実施している認定送り出し機関が多く存在することが明らかとなった。その背景として、技能実習生の送り出しに係る許可が労働省によって取り消されるリスクがあることが一因としてあげられる。このスキームでは、送り出し機関は「人材紹介」として位置付けられ、技能実習生の送り出しで得られる月々の管理費が発生しないが、来日後の特定技能労働者に対するサポートが継続的に求められる場合もある。民間送り出し機関の収益モデルと特定技能制度の間にギャップが生じている。

図6は、MANDIRI スキームを利用する帰国技能実習生が、非公式ながら送り出し機関などを経由する主な費用項目を示したものである。「書類費」に加え、ビザ申請費用、健康診断、移住労働者向けの保険料、移住労働者証（*Elektronik Kartu Tenaga Kerja Luar Negeri*、以下 E-KTKLN）の発行手数料などが別途発生する。また、航空券代も別途必要となり、その負担については、受け入れ企業との交渉によって決定される場合がある。

図 6 MANDIRI スキームによる特定技能労働者「帰国技能実習生」
送り出し機関を経由した場合

1人当たりの費用は 15～30 万円

書類費・仲介者手数料 10～15万程度		
健康診断・行政手数料等 5万円程度		日本行き飛行機 要相談 0～10万程度

特定技能労働者の送り出しに関わる関係者への調査結果によるまとめ (Waode 作成)

再来日する帰国技能実習生の中には、以前就労した企業ではなく、異なる職種や別の企業での就労を希望する者も少なくない。このような場合、多くの候補者は、日本語学校、技能実習認定送り出し機関、日本の登録支援機関を通じて求人の紹介を受け、再来日に至っている。費用面では、仲介者によっては、その手数料が「新規来日者（ニューカマー）」と同様に扱われることもある。

「新規来日者（ニューカマー）」の多くは、①日本語学校や技能実習の認定送り出し機関で学習、②仲介機関を通じた企業紹介、③行政手続き・ビザ取得という段階を踏む。この過程で、日本語学校や民間送り出し機関への学費（5～10 万円程度）、紹介手数料、ビザ申請費用、健康診断、移住労働者向けの保険料、E-KTKLN の発行手数料、航空券など、複数の費用負担が発生する。なお、MANDIRI スキームである以上、これらの手続きはすべて候補者本人が実施しなければならない。以下では、主に「新規来日者（ニューカマー）」の送り出しにおいて、日本語学校および民間送り出し機関による費用構造について、具体的な事例を通じて検討する。

【事例】A 日本語学校

ジャカルタに拠点を置く A 日本語学校は、ジャワ島に加え、スマトラ島およびスラウェシ島にも日本語学校を展開している。同校では、特定技能制度の創設を機に、特定技能候補者に特化した日本語教育および日本企業とのマッチング事業を展開してきた。

同校において日本語未学習者が特定技能労働者として来日するために必要な総額費用は 17～20 万円とされており、3～4 カ月間の日本語授業料に加え、特定技能および日本語基礎テスト（Japan Foundation Test for Basic Japanese、以下 JFT-Basic）の受験料（1 回分）、移住労働者向けの保険料、E-KTKLN の発行手数料など、約 5 万円相当の行政関連費用が含まれている。

表 3 A 日本語学校におけるプログラム別の費用

プログラム	教育費
N5+N4+SSW 試験対策	11.5 万円
N5+N4	10 万円
N4+SSW 試験対策	8.5 万円
会話	5 万円

A 日本語学校への調査結果によるまとめ (Waode 作成)

同校では宿泊施設の提供は行っていないが、宿泊費や食費は原則として学生本人の自己負担となる。しかし、ジャカルタ本部に限り、月額約 1 万円程度の合宿施設を紹介している。学費の支払い方法については分割払いにも対応しているが、出国前までに全額の納付が求められている。一方、航空券については受け入れ企業が立て替える形をとり、就労開始後に労働者が返済する仕組みである。

図 7 A 日本語学校における MANDIRI スキームによる特定技能労働者の送り出し費用

1 人当たりの費用は 22～27 万円



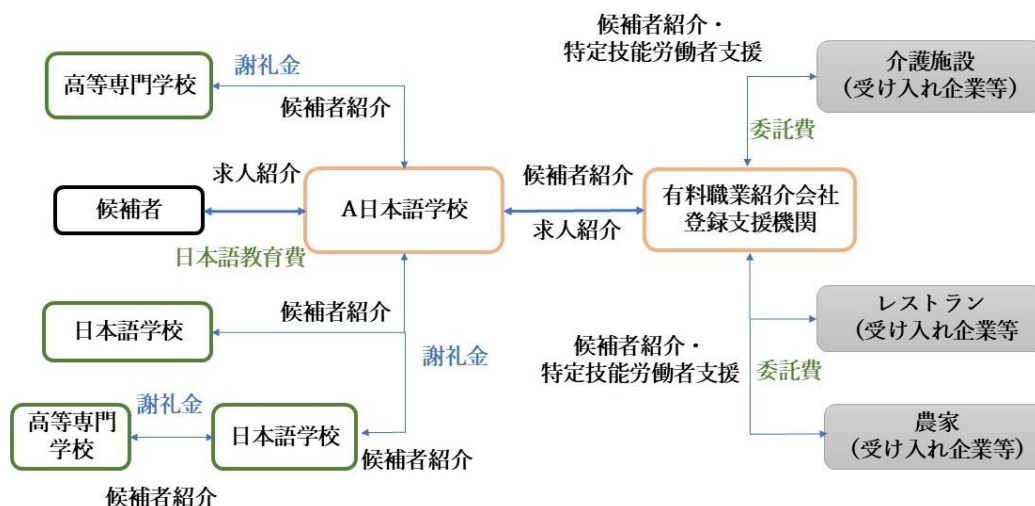
A 日本語学校関係者への調査結果によるまとめ (Waode 作成)

また、日本側の求人状況に応じて、他の日本語学校で一定レベルの学習を終えた候補者を対象としたマッチングも行っている。その際、候補者の日本語能力に応じて「教育費」の徴収額は柔軟に調整される。すでに特定技能試験と日本語試験に合格している候補者に対しては、企業面接およびジョブマッチングが提供されるが、合格証明書の提示に加え、独自の日本語テストが導入している。そのような候補者は出国準備の一環として「会話」コースへの参加が必須とされている。

本事例は、MANDIRI スキームの中でも比較的費用を抑えたケースである。その背景には、候補者からの日本語教育費に加えて、有料職業紹介事業者および登録支援機関として継続的にサポートを提供することにより、日本の受け入れ企業（介護施設、レストラン、農家など）から委託費を得るというビジネスモデルを採用している点がある（図 8）。このように、人材紹介および来日後の支援業務によっても収益を確保する体制を整えることで、候補者への徴収額を相対的に抑制しているといえる。

しかしながら、制度上は試験費用が一回分のみカバーされているものの、実際には試験に一度で合格できるとは限らず、再受験費用などの「隠れコスト (Hidden cost)」が発生する問題が浮き彫りとなる。候補者の習熟度には個人差があるうえ、N4 相当の日本語能力を安定的に教育する体制が必ずしも十分に整っているとは言えないことがその背景にある。そして、A 日本語学校では、技能実習生の民間送り出し機関と同様に、高等専門学校や他の日本語学校から候補者を紹介してもらう際には、「謝礼金」を支払う慣行も存在している。

図 8 特定技能労働者の送り出しに特化する A 日本語学校の収益モデル



民間送り出し機関への調査結果によるまとめ (Waode 作成)

このような事例は、インドネシアから特定技能労働者を直接採用している日本の登録支援機関（有料人材紹介会社）でも見られ、比較的安価な送り出し費用が実現されている。ただし、日本の登録支援機関が行う採用では、JFT-BASIC および特定技能試験合格者のみ採用しており、その教育費ももちろん候補者が負担する点には注意が必要である。

【事例】B 認定送り出し機関

西ジャワ州に拠点を置く B 認定送り出し機関は、2021 年に設立された比較的新しい機関である。設立当初より、特定技能制度を対象とした候補者の育成および人材紹介を主な業務として行っている。2023 年に技能実習生の認定送り出し機関の許可も獲得した。同機関は、ランポン州など特定の地域に所在する高等専門学校と連携し、学生に対する情報提供および募集活動を実施している。なお、この送り出し機関はインドネシア政府から正式な移住労働者派遣の許可を有していないため、特定技能労働者の人材紹介業務は、社内において「コンサルティング事業」として位置付けられている。

候補者が負担する総費用はおよそ 35 万円であり、その内訳には日本語教育費に加え、研修期間中の宿泊費、航空券代、JFT-BASIC および特定技能試験の受験料（各 1 回分）、ならびに行政手続きにかかる費用が含まれる。候補者の自己負担は、国内交通費と研修期間中の食費のみである。全体として、技能実習生の送り出し費用と大きな差はない。

さらに、技能実習生の送り出しにおける「謝礼金」の慣行と同様に、協力する高等専門学校には、学生 1 人あたり 3 万円程度の謝礼を支払っている。そして、候補者が派遣される日本語学校には、1～5 万円程度の「謝礼金」が支払われている。

この事例からは、特定技能という新制度においても、従来の技能実習生の送り出しにおける構造が引き継がれていることが明らかであり、送り出し機関の収益モデルの硬直性、そして各制度における両国の政府による監視体制の弱さがその背景にあると考えられる。

4.2 P3MI スキームと法的枠組み

移住労働者保護庁（現在：移住労働者保護省・*Kementerian Pelindungan Pekerja Migran Indonesia*: KP2MI）は、2023 年 4 月 11 日付で発出した長官規第 143 号において、特定技能労働者の送り出しに関する費用を定めている（表 4）。この規定の大きな特徴は、費用項目ごとに上限額が設定されていることに加え、雇用主が負担すべき費用については、候補者による二重負担を禁止している点にある。

表 4 移住労働者保護庁 2023 年 4 月 11 日付の 143 号の長官規定による

負担項目	費用	負担側
健康診断	9,020	労働者
心理診断	5,500	労働者
移住労働者向け保険料	3,700	労働者
国内交通費（ジャワ島）	5,000	労働者
国内交通費（ジャワ島以外）	20,000	
手数料（1 カ月給料）	180,000	雇用主
ビザ手数料（地域によって変動）	400	雇用主
日本行き渡航費	100,000	雇用主
サポート業務費（来日後に月々支払い発生）	10,000	雇用主

特定技能希望者の負担額の内訳（単位：円）（Waode 作成）

ここで注意すべき点は、同規定における費用項目の中に、日本語教育費が含まれていないことである。後述するように、インドネシアの法制度上、移住労働希望者に対する職業訓練及び言語教育は、地方および中央政府によって提供されることが想定されている。そのため、日本語教育は P3MI の業

務範囲外と位置付けられている。ただし、このような構造に日本語学校による教育費または候補者が転々とすることによって「隠れコスト」が発生する可能性がある。

さらに、インドネシア法上において、P3MI の手数料は、雇用主によって支払われるという仕組みになっているが、実態としては、候補者から手数料が徴収される事例が確認されており、ある P3MI は候補者から最大で 25 万円程度を徴収すると話した。すなわち、規制と実態が乖離しているといえる。それに加え、雇用主が支払う月額「サポート業務費」は、インドネシアにおける従来の技能実習生の送り出しの「管理費」に基づく「二重収益モデル」と類似した構造を有している。この点にも、技能実習および特定技能の送り出しの費用構造における制度間の連続性が指摘できる。しかしながら、現時点では P3MI スキームを通じて来日したインドネシア人の特定技能労働者が依然として少なく、そのため実態把握は容易ではないのが現状である。

4.3 まとめ

インドネシアにおける特定技能労働者の送り出しにおける MANDIRI スキームは、制度上は候補者が自力で渡航・契約・手続きを行うことを想定しているが、実際には民間による事実上の仲介が不可欠となっており、非公式な仲介の温床となっている。すなわち、仲介を排除しようとする制度が、むしろ新たな依存構造を生み出すという逆説的現象が生じている。

さらに、特定技能制度では、技能実習制度に存在する「管理費」という費用項目が明文化されてないため、日本側受け入れ関係者も「支払う義務がない」と解釈する余地が生じている。一方、P3MI スキームの送り出しにおいては、来日後に徴収可能な「サポート業務料金」が規定されているが、これはインドネシア側の規定であり、日本側が必ずしも従う必要はないとされている。このような状況下、収入が見込めない「仲介者」は、候補者から教育費・紹介料といった形で前段階における費用徴収を強めている。

特定技能制度の要件である日本語試験および技能試験においても、複数回受験に伴う費用や、仲介組織を介した「隠れコスト (Hidden cost)」が発生するリスクも高まっている。一方で、候補者確保のために、日本語学校や高等専門学校に対して「謝礼金」が支払われる慣行も依然として維持されている。これらの実態は、表面的には異なる制度であるが、実質的には従来型の送り出し構造が引き継がれていることを示している。

こうした課題があるからといって、MANDIRI スキームを廃止し、P3MI スキームに一本化すべきとは考えない。その理由は、実態として、MANDIRI スキームの中には、費用が抑えられる可能性も確認されており、必ずしも「悪」ではないからである。むしろ重要なのは、MANDIRI スキーム内に存在するグレーゾーンをいかに制度的に線引きし、透明性を確保するかである。

特に、P3MI スキームに一本化された場合、技能実習経験者に対して新規来日者と同様の送り出し手数料が課される懸念がある。これは、すでに一定の職務経験や日本語・生活適応力を備えている技能実習経験者にとって、費用負担の面で不合理であるといえる。さらに、特定技能制度では転職や途中帰国も制度上認められているにもかかわらず、その都度 P3MI スキームでの来日の場合は、実務上・費用面でも大きな負担となる可能性がある。

第5章 移住労働者向けの費用負担軽減の支援策

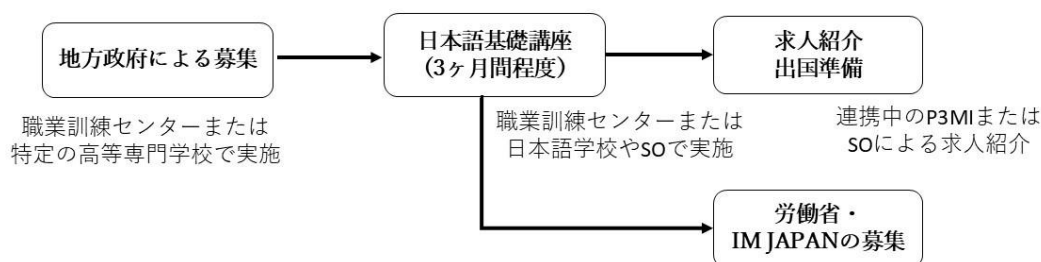
移住労働者の送り出しにあたっては、職業訓練や言語習得といった準備段階が不可欠であり、その費用負担のあり方は長らく議論的となってきた。本節では、インドネシア政府および日本側の関係者による、これらの準備費用に対する助成や支援の取り組みを紹介する。

5.1 インドネシア政府による補助金制度

インドネシアでは、2017年の移住労働者保護法により、中央政府や地方政府が移住労働者に対して職業訓練を提供することが規定されている。この法制度に基づき、各地の職業訓練センター（*Balai Latihan Kerja*、以下 BLK）では、言語教育（日本語を含む）や技術訓練（溶接、縫製など）が実施されている。これらの訓練プログラムは、州レベルのみならず県レベルの予算によって実施され、参加者に無料で提供されている。しかし、各地の職業訓練センターでは日本語講師の確保や教育設備の整備が不十分なこともあり、自前での日本語教育提供が困難なため、日本語学校または認定送り出し機関に委託する地方自治体は少なくない。一部の自治体では、特定の高等専門学校で募集活動をしたあとに、合格者が日本語学習に取り掛かるという方式もみられる。

基本的なスキーム（図9）としては、地方自治体の補助金を活用して、参加者が日本語学校に通い、その後、技能実習制度を利用した民間送り出し機関による求人紹介、または特定技能制度を利用したP3MIスキームを通じた求人紹介である。さらに一部の自治体では労働省およびアイムジャパンによる募集に応募するよう推薦する例もある。補助金の規模は各地自体によって異なるものの、一般的には3カ月程度の学習期間に対して、1人あたり7.5～10万円程度の予算が計上されている。一方で、言語学習以外の手数料は、原則として候補者が自己負担する仕組みとなっている。

図9 インドネシア政府による移住労働者向けの支援フロー



地方自治体・民間送り出し機関への調査結果によるまとめ（Waode 作成）

このようなインドネシア各地で行われる取り組みは、以下のような注意点がある。第一に、財源が地方自治体の予算に依存しているため、対象となる参加者数に限界があり、継続的な実施も財政状況に左右される。第二に、地方自治体が外部委託した日本語教育の質に対する評価基準やモニタリングツールがなく、出国できた人数のみが基準となる。第三に、移住労働希望者の費用負担軽減を目的とした制度であるにもかかわらず、一部の送り出し機関では、実際に提供される教育やサービスの対価が補助金として計上されている金額に見合わないケースも見受けられる。例えば、地方自治体が1人あたり約10万円を予算化していても、実際に日本語学校や送り出し機関に支払われる金額はその半額程度にとどまることがある。このような状況は、補助金が制度設計通りに運用されていない可能性を示唆している。制度本来の目的である「実効的な支援」との乖離が生じている点は、慎重な検証と改善が求められる。

5.2 日本受入れ側による支援事例

受け入れ企業または監理団体による「補助金」の仕組みも存在する。ある送り出し機関では、特定の監理団体と連携し、「介護技能実習生」の育成・研修を実施している。このスキームでは、参加者を日本語能力試験 N3 レベルまで育成し、送り出しを該当監理団体に限定している。日本語研修は 1 年間行われ、N5 と N4 をそれぞれ 3 カ月、N3 を半年間で達成することが目標とされている。日本語研修のカリキュラムについては、受け入れ側が一定の内容に参画している。

介護技能実習生の候補者は 1 年間研修に専念するため、その間の寮費や食事代、研修費などは受け入れ側が負担し、これに合意している。候補者の個人負担は「書類作成」費用のみで、合計額は 11.5 万円である（他の職種の徴収額は 35 万円）。申し込みの際には、制服や教科書などのために 11.5 万円を支払い、残りの金額は COE が発行されてから徴収される。支払いが難しい参加者は、インドネシア国内に多数ある協同組合・KOPERASI に紹介する。

その他、中部ジャワ州に拠点を置く C 社は、沖縄県の監理団体との連携により、1 人当たりの候補者に対して 10 万円の補助金を出している。沖縄の最低賃金は本土より低く、送り出しの費用を抑えることにより参加者の応募を促している。この補助金により、当認定送り出し機関の出国までの費用は 24 万円となり、比較的安く抑えられている。その費用の内訳には、寮費、食事代、ビザ手続き費用および出国前の健康診断の費用も含まれている。

第6章 送り出し費用に関するまとめと提言

6.1 インドネシアにおける技能実習と特定技能の送り出しに共通する構造的課題

インドネシアにおける技能実習生および特定技能生の送り出しに関わる費用は、市場の大半を日系事業者が占めていることから、求人の安定性や個人ブローカーの介入の抑制により、費用高騰が抑えられているとする分析もある（栗山，2022）。しかし、本報告で明らかにしたように、制度の枠組みの違いにかかわらず、依然として不透明な面が多い。費用の吊り上げや非公式な慣行が温存されており、その結果、候補者が実際に負担する費用には大きなばらつきが生じている。このような状況は、とりわけ「隠れコスト（Hidden cost）」と呼ばれる見えにくい支出を生む要因となっており、構造的な問題として深刻化している。

加えて、送り出し側と受け入れ側双方において、不透明な関係や慣行も見過ごせない。例えば、日本の監理団体や企業関係者が、送り出し機関に対して過度な接待を求め、それを前提とした関係構築が慣例化しているという指摘がある。また、覚書（MoU）に基づき提供されるべき求人が、実際には履行されない事例も多く、関係者が話した。こうした背景により、候補者の出国までの待機時間が長期化する要因となっている。その間、候補者は生活費や日本語教育費などが自己負担し続けることになり、経済的負担がさらに増大している。

さらに、インドネシアの送り出し構造には、日本語学校や高等専門学校への「謝礼金」支払いといった非公式な慣行が根付いている。これにより、正式な教育機関が候補者供給のインセンティブに組み込まれ、制度の中立性が揺らぐ側面もある。また、送り出し機関は候補者からの手数料に加え、日本側からの「監理費」などを通じて収益を得る「二重収益モデル」に依存しており、来日後のフォロー体制と利益動機が直結している。こうした構造は、情報の非対称性を背景に、候補者が不透明な費用体系の中で高額な支払いを強いられる要因となっている。

加えて、特定技能の送り出しにおいても、技能試験・日本語試験の複数回受験に伴う出費や、MANDIRI スキームの「非公式的な仲介組織」を介したコスト、「謝礼金」の支払いなど、技能実習の送り出しと同様の構造的課題が温存されている。すなわち、制度上の違いがあっても、実質的には従来型の送り出し慣行が継続しているといえる。

こうした状況のなか、来日希望者は不確実な情報環境のもとで、複数の日本語学校や送り出し機関を渡り歩くことも少なくない。その背景には、求人の不足や支払額に見合わないサポート、情報の不完全性がある。なかには、「確実に来日できる」と評される送り出し機関を選ぶために、あえて高額な費用を負担する者もあり、候補者の選択は情報の非対称性によって大きく制約されている。さらに、多くの候補者が準備費用をまかなうために借金を抱えて来日し、返済負担によって十分な貯蓄ができず、契約途中での離脱や「失踪」に至るケースも報告されている。これらは単なる個人の課題ではなく、公的な規制の欠如による制度設計の構造的欠陥として捉える必要がある。

6.2 政策的対応の方向性

今後、育成就労制度への移行を見据え、インドネシア政府および日本政府の双方に対し、費用構造の透明化と制度運用の適正化に向けた包括的かつ段階的な対応が求められる。

まずインドネシア側においては、認定送り出し機関およびP3MIの費用徴収の透明性を高めるため、徴収額の上限設定、費用内訳の開示義務、日本語学校を含む関係機関への監督体制の強化が急務である。また、特定技能制度での送り出しに関しては、MANDIRI スキームの利用条件の明確化、インドネシア政府が運営する求人マッチングサイトの機能強化が必要である。これらは制度の信頼性を高め、求職者の自己負担を最小限に抑える上で不可欠である。

さらに、中期・長期的には、BLKにおける出国前の無料日本語教育プログラムの充実化・講師体制の拡充が必要である。現在、講師不足のため一部地方自治体は教育業務を日本語学校または認定送り

出し機関に外部委託しており、公的予算の積極的活用による教育体制の整備と質の向上が求められる。

一方、日本側の受け入れ関係者にも、制度的責任の明確化と監督体制の強化が求められる。監理団体や有料職業紹介事業者が、送り出し機関と不適切な関係を構築することを防止するためには、第三者による告発窓口の設置や、透明な監査制度の導入が必要である。制度が二国間協定に基づいて運用されている以上、日本側も費用構造の公正性と制度運用の適正化に積極的に関与すべきである。

また、インドネシアをはじめとする各送り出し国における費用上限の形骸化の課題を踏まえ、送り出し機関に対する手数料徴収の基準や方法に関する制度的見直しが必要である⁴。日本側の監督・規制体制の不備が、最終的には候補者の過剰な費用負担に直結していることを踏まえ、受け入れ国としての制度的責任をより明確にする必要がある。

特に日本語教育にかかる費用を単なるコストとしてではなく、受け入れ企業にとっての「事前投資」として位置づける視点が重要である。日本語能力は、来日後の労働・生活への適応を大きく左右し、結果として企業の業務効率や地域社会での定着にも影響を与える。本報告で紹介した通り、一部の企業では入国前の日本語教育に対して独自に支援（補助金）を行う取り組みが見られるものの、それらはあくまで個別の企業努力にとどまっており、制度的な支援としては未整備である。

したがって、中期・長期的には、入国前教育の公的支援「奨学金制度・補助金制度」を制度化することが求められる。今後は国または自治体での財政支援スキームを通じて、企業への支援を制度的に担保していく必要がある。

また、国際交流基金による日本語教師の育成・支援が行なわれているものの、さらに各業種の現場ニーズに即したカリキュラムの構築や、専門用語・業界固有表現への対応などを含む、より実践的かつ戦略的な教育支援体制の整備も、制度全体の質を高める上で有用な柱となる。

6.3 費用情報の透明化と候補者支援に対するサポート

費用の妥当性を候補者が判断できるようにするためには、公的な情報提供体制の強化が急務である。例えば、技能実習制度では外国人技能実習機構（OTIT）が「認可送り出し機関リスト」を公開しているが、費用に関する情報は提供されておらず、制度の選択や比較が困難な状況にある。政府主導で費用項目ごとの構成や上限を示すガイドラインを整備し、候補者が容易に比較・判断できるような仕組みが必要である。また、国ごとに異なる費用規定やその運用実態についても見直しを図り、徴収方法の標準化と透明性の確保を目指すべきである。

特にインドネシアにおいては、候補者の多くが月収3万円程度の経済的制約の中で渡航を希望しており、高額な初期費用は事実上の参入障壁となっている。日本での就労を諦め、より安価に渡航できる台湾などを選ぶ候補者が出ていることも、この問題の深刻さを示している。「隠れコスト（Hidden cost）」や高額な初期費用に対する複合的な対応として、制度的支援と情報提供の両面からの取り組みが求められている。

⁴ 育成就労制度の運用指針針において、日本で得る月給の2カ月分を限度とする仕組みを設けることなども盛り込まれたが、具体的な運営を待つ必要がある。<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250428/k10014791781000.html>

Hashimoto Foundation
公益財団法人 橋本財団
Societas Research Institute
ソシエタス総合研究所

〒700-0903
8-20 Saiwai-cho, Kita-ku, Okayama City,
Okayama Prefecture
AQUA Terrace Saiwai-cho 10F
岡山県岡山市北区幸町8-20 AQUAテラス幸町10F